

内閣参質二〇五第二三号

令和三年十月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員鈴木宗男君提出岸田文雄内閣における「日本共産党と破壊活動防止法」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員鈴木宗男君提出岸田文雄内閣における「日本共産党と破壊活動防止法」に関する質問に対する答弁書

一 から三までについて

日本共産党は、破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）に基づく調査対象団体であり、また、同党は、日本国内において同法第四条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行った疑いがあり、同党のいわゆる「敵の出方論」に立った暴力革命の方針に変更はないものと認識しており、この認識については、従来から変わりはない。